

◆岡垣町議会 議長交際費支出基準◆

議長等が町議会を代表し、外部の個人または団体と交際に要する経費の一般的な支出基準を次により定める。

支出区分	支出条件又は対象者		金 額 等	備 考
1会 費	議長又は議長代理等が出席する場合		会費相当額	
2祝い金	総会大会等で飲食又は引き出物がある場合		実費相当額	
	結婚式		1万5千円以内	
	その他議長が必要と認めるもの		1万円以内	
3協賛金	町費からの助成又は補助がなく、公益性が特に認められるもの		適宜対応	
4激励金	町費からの助成又は補助がなく、岡垣町民が全国大会以上に出場する場合		1万円以内	
5弔慰金	死 亡 (議 員)	本人(現職の町議会議員)	2万円	○別に生花又は花輪1対
		配偶者(同上)	1万円	
		本人同居の父母・子	1万円	
		本人別居の父母・子	5千円	
		元町議会議員	1万円	○別に生花又は花輪1対
	死 亡 (特別職)	本人(現職の3役)	2万円	○別に生花又は花輪1対
		配偶者(同上)	1万円	
		本人同居の父母・子	1万円	
		本人別居の父母・子	5千円	
		元4役	1万円	○別に生花又は花輪1対
		現職の町の非常勤特別職等本人	1万円	教育委員会委員・選挙管理委員会委員・監査委員・農業委員会委員・区長・消防団長及び副団長
		現職の町の非常勤特別職等本人	5千円	上記以外の長及び委員
	死 亡 (一般職)	本人(現職全員)	1万円	
		配偶者(課長職以上)	1万円	
	死 亡 (他町村等)	現職の議長、町長、地元選出県議会議員及び国会議員	適宜対応	
		現職の副議長、副町長	適宜対応	
		現職の地元選出県議会議員及び国会議員の父母	1万円	○別に生花又は花輪1対
		行政関係者	1万円以内	原則として委員会等の長
	初 盆	本人(現職の町議会議員・3役)、配偶者	5千円	上記により香典を支出した場合に限る
		上記以外	3千円	上記により香典を支出した場合に限る
	その他		適宜対応	
6見舞金	議 員	入院等議長が必要と認めるもの	1万円	概ね1ヶ月以上の入院
		災害(現職の町議会議員)	2万円	居住全焼(全壊)
			1万円	居住半焼(半壊)・納屋等全焼(全壊)
	特別職	入院等議長が必要と認めるもの	1万円	概ね1ヶ月以上の入院
		災害(現職の3役)	2万円	居住全焼(全壊)
			1万円	居住半焼(半壊)・納屋等全焼(全壊)
	一般職 (課長職)	入院等議長が必要と認めるもの	5千円	概ね1ヶ月以上の入院
		災害	2万円	居住全焼(全壊)
			1万円	居住半焼(半壊)・納屋等全焼(全壊)
7その他	お土産、贈答等		実費相当額	
	その他		適宜対応	

1. 弔慰金として香典を支出する際には、喪主へ弔電を打つ。
2. 香典とともに生花を贈るかは検討する。 ○印
3. 上記以外や、この基準により難しい事情がある場合は、その都度適宜対応する。